

入札説明書

この入札説明書は、令和5年（2023年）5月12日付け北海道告示第264号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等  
北海道知事 鈴木 直道
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等及び役務の名称及び数量  
行政検査に係る新型コロナウイルス抗原検査キット確保・配送業務
  - (2) 調達をする物品等及び役務の仕様その他の明細  
行政検査に係る新型コロナウイルス抗原検査キット確保・配送業務仕様書のとおり
  - (3) 契約期間  
契約締結日から令和6年（2024年）3月31日（日）
  - (4) 納品場所  
別途、道の指示する場所
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
令和5年（2023年）5月12日付け北海道告示第263号に規定する行政検査に係る新型コロナウイルス抗原検査キット確保・配送業務に関する資格を有すること。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
- 5 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室  
（送付による場合は、保健福祉部感染症対策局感染症対策課）
  - (2) 入札日時 令和5年（2023年）5月25日（木）10時30分  
（送付による場合は、令和5年（2023年）5月24日（水）必着）
  - (3) 開札場所 （1）に同じ。
  - (4) 開札日時 （2）に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。
  - (2) 契約保証金  
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。
- 7 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則 第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
  - (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
  - (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 その他
  - (1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-206-0192

(5) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。